

福岡県連盟組織倍増顕彰規定

【Ⅰ】 ボーイスカウト日本連盟の加盟員倍増および福岡県連盟創立80周年時加盟員1万人達成計画に基づく目的達成のための組織倍増基準を次のように定める。

【Ⅱ】 前条の目的を達成するために以下の項を定める。

1. 団 対 象

- | | | |
|---------|------------|-----|
| (1) 標準団 | ビバースカウト隊 | 8名 |
| (一個隊) | カブスカウト隊 | 18名 |
| | ボーイスカウト隊 | 20名 |
| | ベンチャースカウト隊 | 8名 |
| | ローバースカウト隊 | 6名 |

が整い引続き3年以上安定した運営がなされている団を、優良団とし顕彰する。

※ 安定とは毎年増加傾向

また、4年以上継続している団についても顕彰する。

継続5年間安定した団については、特別顕彰を行う。

- (2) 前年度の登録数を基準として、当該年度末の登録数が10%以上増員された努力団を顕彰する。(分封を含む)
但し、複数団の合併によるスカウト増員は、対象から外すものとする。
- (3) 各隊90%以上の上進率向上に努めた団を顕彰する。
- (4) 富士スカウト進級指導に努めた団を顕彰する。

2. 地 区 対 象

- (1) 前年度の登録数を基準として、当該年度末の登録数が10%以上増員された努力地区を顕彰する。
- (2) 新団を発足させた地区を顕彰する。

3. スカウトに対する授与 《日連準用》

- (1) 銅色友情バッジ 1名以上のスカウトを入隊させた者
- (2) 銀色友情バッジ 3名以上のスカウトを入隊させた者
- (3) 金色友情バッジ 5名以上のスカウトを入隊させた者
- 銀色及び金色バッジは、すでに授与済みバッジの対象人数を通算して当該のバッジを授与することができる。

※ 上位バッジを授与された場合、着用していたバッジと付け替えること。

4. その他増員についての顕彰具申があれば、組織拡張委員会で検討し理事会に報告決定する。
5. 顕彰手続きは、団(地区経由)地区は県連盟に申請する。これを審査し顕彰する。
6. 審査責任者について、県連組織拡張委員長とする。
7. 顕彰は、団・地区においては県連総会、スカウトについてはその都度とする。
【スカウトについては地区、団・隊の行事の中で伝達する。(団・隊では団委員長がする)】
8. バッジの着用は制服または私服に着用する。制服に着用する場合は、左ポケット年功章着用部位の内側とする。

参考 平成 8年 3月16日 制 定
平成11年 4月 1日 一部改正(内容の充実・追加・審査責任者等)
平成12年 4月 1日 一部改正(標準団の人数・スカウトに対する授与等)